

第3節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分 2 応急仮設住宅の設置場所の選定 ①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮 3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅 4 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 5 住宅相談窓口の設置	公民協働推進室 建築住宅室

第1 計画の方針

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずる。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第2 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。
- (2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すれば次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ウ ア及びイに準ずる者

第3 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、市長が実施する。

2 除去対象者

がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者（上記の第2の2(2)）に対して障害物の除去を行う。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請をする。

第4 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長

が行う。

2 供与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない被災者（上記の第2の2(2)）であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して市災害対策本部で決定するが、建設場所は、災害時用臨時ヘリポートの運用状況に留意し、和泉市総合スポーツセンター、和泉市立光明池緑地運動場及び和泉市立光明池球技場とする。なお、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

4 建設の方法

府が定める応急仮設住宅設計を基準として、請負により行う。

5 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

応急仮設住宅の敷地内に、死角や暗い場所があると、女性に対する暴力等の発生も懸念されることから、屋外照明を設置するなど、安全に配慮する。

第6 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第7 公共住宅への一時入居

市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、都市再生機構住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第9 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、協定締結団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

資料編 ◦ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準